

2026 年 8 月 20 日

本学教員による研究不正に関する調査結果について

1. 不正行為に関与した者

医療系学部・教員 1 、医療系学部・教員 2

2. 不正行為の内容

(1) 不正告発経緯

2026 年 3 月 3 日帝京大学通報受付窓口に、帝京大学医学系研究倫理委員会（以下、「倫理委員会」という。）事務局より、同委員会において 2026 年 2 月より審議中である倫理審査不適合事案につき情報共有が行われた。医療系学部・教員 1（以下、「同教員」という。）から倫理委員会に報告された不適合事案報告書ほか関連書類が共有され、研究コンプライアンス室より倫理委員会事務局に確認したところ、同教員が筆頭著者である報告書記載論文に虚偽記載（捏造または改ざん）の疑いあり、との告発と確認された。

(2) 不正告発概要

当該論文中に「（検体提供）対象者からは書面による同意を取得した」「当該論文は倫理審査不要であることを帝京大学倫理審査委員長に確認した」との記載があるが、これは事実と異なっている。また本学学生の実習で使用され、廃棄対象となる予定であった菌株を用いたものであったが、当該論文では、その事実を記載していない。同教員による不適合事案報告書の中でこれらが誤った記載、説明不足の記載であることを認め、告発時点で既に論文撤回に動いていた。

(3) 調査結果

本事案は、本学「研究活動に係る不正行為防止に関する規程」第 2 条 1 項に定める捏造、改ざん等「特定不正行為」には該当しない。

但し、第 2 条 2 項に定める「前項に規定する不正行為以外に、研究倫理からの著しい逸脱行為であって、研究活動における不適切な行為」に該当している。具体的には、教員 1 に対して「研究倫理に反する行為（倫理委員会未承認の状態で研究を実施、検体提供者同意取得の不徹底）」、教員 1 および 2 に対して「不適切なオーサiership」の不正行為を認定した。

3. 公表時までに行った措置の内容

学内規程に基づき必要な措置を実施。

4. 調査委員の氏名および所属

- ・委員長（学内委員）：寺本民生 理事、研究者倫理委員会・統括管理責任者
- ・委員（学内委員）：中西穂高 産学連携推進センター センター長、
研究コンプライアンス室 副室長
- ・委員（学内委員）：多田弥生 医学部皮膚科学講座 主任教授
- ・委員（学外委員）：井上真奈美 聖路加国際大学大学院 公衆衛生学研究科
研究科長・教授
- ・委員（学外委員）：名越澄子 埼玉医科大学総合医療センター 消化器・肝臓
内科 客員教授
- ・委員（学外委員）：後藤慎平 後藤法律事務所 弁護士

5. 調査の方法、手順等

（１）調査期間

2026 年 3 月 31 日 ～ 2026 年 5 月 27 日

（２）調査対象者・手順

対象論文につき、捏造または改ざんの該否、インフォームドコンセント（検体提供者からの書面同意取得）に関する適否、学生の権利に対する配慮義務の履行・不履行、論文オーサiershipの適否等につき調査し、不正行為に該当するか否かの判断を行った。著者（教員１）および共著者（教員２）に書面質問を行ったうえで、ヒアリングを実施した。その結果を踏まえ委員間で協議を行い、調査結果としてまとめた。

6. 発生要因・再発防止策

本事案は、故意の捏造・改ざんではなく、教員１による①倫理審査要否の誤認、②検体提供者同意取得の不徹底、③英語論文作成経験の不足、教員１および教員２による④近年の共著者要件に対する理解不足、⑤共著者校閲の欠如、が複合的に重なり発生したものである。

教員全員を対象とする本学独自教材による毎年の研究倫理教育や５年に一度の更

新受講義務を課す外部研修 e-APRIN でも、近年のオーサーシップの厳格化は取り上げてきた。しかし、本事案では教員 1 が研究や論文に貢献のない者を共著者として記載し、著者間で確認・校閲を未実施であったこと、共著者となった教員 2 もこの状態を看過していたこと等が明らかになった。

当該研修に改めて、本事案を取り上げ、近年のオーサーシップへの認識を再度徹底するとともに、研究インテグリティの概念を含めた研究倫理の再確認を各研究者まで浸透させるべく、学内関連委員会ほかで繰返し周知に努める。

以上